

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

【28(26)百万円】

対策のポイント

国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報の提供や、相手国等との意見調整の支援を行います。

<背景/課題>

・平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、遺伝資源の利用や利益配分に関する名古屋議定書が採択により、遺伝資源へのアクセスや利益配分について新たな国際ルールができた一方、資源国では権利意識の高まりから遺伝資源の持ち出しを規制する傾向にあります。

・国内の遺伝資源を利用した生産活動や研究活動が停滞することがないように、海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報提供や相手国等との意見調整等の支援を行います。

政策目標

海外からの遺伝資源の取得に関する合意が4ヶ国で行われる（平成28年度）

<主な内容>

1. 遺伝資源提供国の法制度等調査及び国内利用者への情報提供

国内利用者からのニーズの高い遺伝資源提供国を対象として法制度等を調査し、国内利用者に対して遺伝資源の取得に必要な相手国の手続きや申請機関等の情報提供を行います。

2. 遺伝資源取得のための相手国等との意見調整支援

海外の遺伝資源利用に必要な相手国との事前同意や遺伝資源所有者との相互合意を促進するため、意見調整の支援等を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課（03-6744-2017（直））]

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

背景

生物多様性条約COP10で採択された名古屋議定書により、遺伝資源へのアクセスや利益配分について新たな国際ルールができた一方、資源国では遺伝資源の権利意識の高まりにより、自国の資源の持ち出しを規制する動き

事業内容

- 遺伝資源の提供国の制度等を調査・分析し、国内利用者に必要な情報を提供
- 遺伝資源の取得の同意を得るための相手国政府との交渉や遺伝資源保有機関等との契約条件の取り決めのための意見調整支援

事業内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 遺伝資源提供国の制度等の情報収集 ・ 法制度や運用方法。先行事例、取引形態	→				
② 国内利用者への情報提供 ・ 遺伝資源に関する制度等の周知・ガイダンス、遺伝資源提供国別の手引き等作成	→				
③ 遺伝資源の取得の合意等に係る調整支援 ・ 対象国別の国内コンソーシアムを形成し、遺伝資源取得計画の策定	→	→	→	→	→
・ 遺伝資源の取得の同意を得るための相手国政府との交渉(PIC)支援		→	→	→	→
・ 遺伝資源保有機関等との契約条件の取り決め(MAT)のための意見調整支援			→	→	→

国内遺伝資源利用者による海外の遺伝資源の円滑な取得を促進し、画期的な農作物等の新品種や新食品の開発を促進